

SDGs 未来都市豊島区



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

第五次 豊島区一般廃棄物処理基本計画（案）

～持続可能な循環型社会を実現するまち としま～

令和8年3月

豊島区

目 次

| | | |
|------------|----------------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要 | 1 |
| 1 | 計画の目的..... | 1 |
| 2 | 計画の背景..... | 1 |
| 3 | 計画期間..... | 2 |
| 4 | 計画の対象範囲..... | 2 |
| 5 | 関連法との位置づけ..... | 3 |
| 第2章 | リサイクル・清掃事業の現状 | 4 |
| 1 | 豊島区のリサイクル・清掃事業の沿革..... | 4 |
| 2 | 人口の推移..... | 5 |
| 3 | 事業所数の推移..... | 5 |
| 4 | ごみ量の推移..... | 6 |
| 5 | 資源回収量・資源化率の推移..... | 6 |
| 6 | ごみと資源の流れ..... | 7 |
| 第3章 | 基本理念及び基本方針 | 9 |
| 1 | 基本理念..... | 9 |
| 2 | 基本方針..... | 10 |
| 第4章 | 計画目標 | 12 |
| 1 | 計画目標..... | 12 |
| 2 | 目標達成によるごみ量・資源化量の推移..... | 13 |
| 第5章 | 施策 | 14 |
| 1 | 施策体系..... | 14 |
| 2 | 具体的施策..... | 15 |
| 第6章 | 食品ロス削減推進計画 | 23 |
| 1 | 食品ロス削減推進計画の基本事項..... | 23 |
| 2 | 食品ロス削減推進計画の方針・目標..... | 25 |
| 3 | 食品ロス削減のための取組..... | 26 |
| 第7章 | 生活排水処理基本計画 | 28 |
| 1 | 基本方針..... | 28 |
| 2 | 基本計画..... | 28 |
| 3 | 処理の方法..... | 28 |
| | 用語解説 | 29 |
| | 資料編 | 31 |

※本文中「*番号」を付している用語は、「用語解説」をご参照ください。

※表とグラフの数値について、端数処理のため内訳と合計が一致しない場合があります。

第1章 計画の概要

1 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」と言う。）及び「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めることを目的としています。

2 計画の背景

清掃事業の移管から第四次一般廃棄物処理基本計画の策定まで

本区は、平成12（2000）年に清掃事業が東京都から特別区に移管されたことに伴い、一般廃棄物処理の責任主体として豊島区一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

令和3（2021）年3月には「3R^{*1}の輪でSDGsを実現するまち」を目指して第四次一般廃棄物処理基本計画を策定し、令和5（2023）年10月より区内全域でプラスチック資源回収を導入するなど、清掃・リサイクル事業を推進してきました。

国・東京都の動向

国においては循環型社会形成推進基本法に基づく「第五次循環型社会形成推進基本計画^{*2}」を令和6（2024）年8月に閣議決定しました。計画の中では、資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化している中、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を国家戦略として位置付けています。

また、東京都は「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を令和7（2025）年5月9日に公表し、リサイクルに関する令和12（2030）年の目標として「一般廃棄物のリサイクル率37%」、「家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量40%削減（平成29（2017）年度比）」、「食品ロス発生量の60%削減（平成12（2000）年度比）」などを掲げ、取組を推進することとしています。

豊島区の動向

本区では、令和7（2025）年3月に区の最高指針となる「豊島区基本構想」を新たに策定しました。基本構想の中では7つの「まちづくりの方向性」を掲げ、環境分野においては「共につくる地球にも人にもやさしいまち」と定めています。

また、同年に改定した「豊島区環境基本計画」では、目指すべき環境都市像として、「みんなが主役 地球にも人にもやさしい持続可能なゼロカーボンシティとしま」と

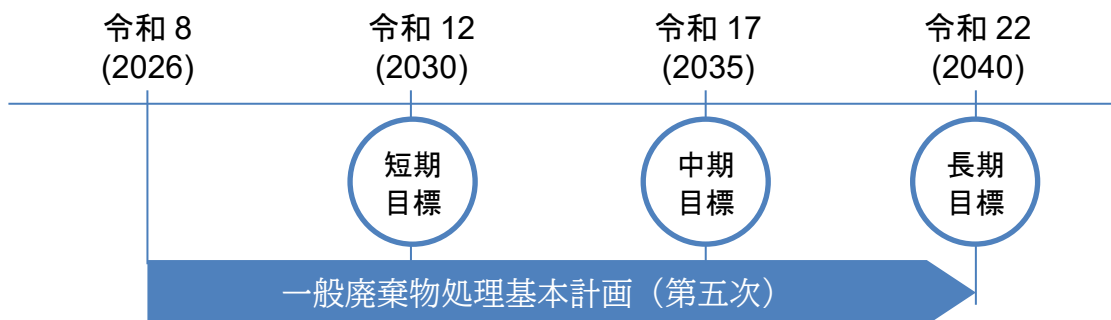
掲げ、ごみ・資源に関する分野では、ごみを出さない暮らしと資源循環に協働して取り組むまちを目標としています。

本計画においても、区民・事業者・行政など多種多様な主体が相互に協力しながら、持続可能な循環型のまちづくりを進めていきます。

3 計画期間

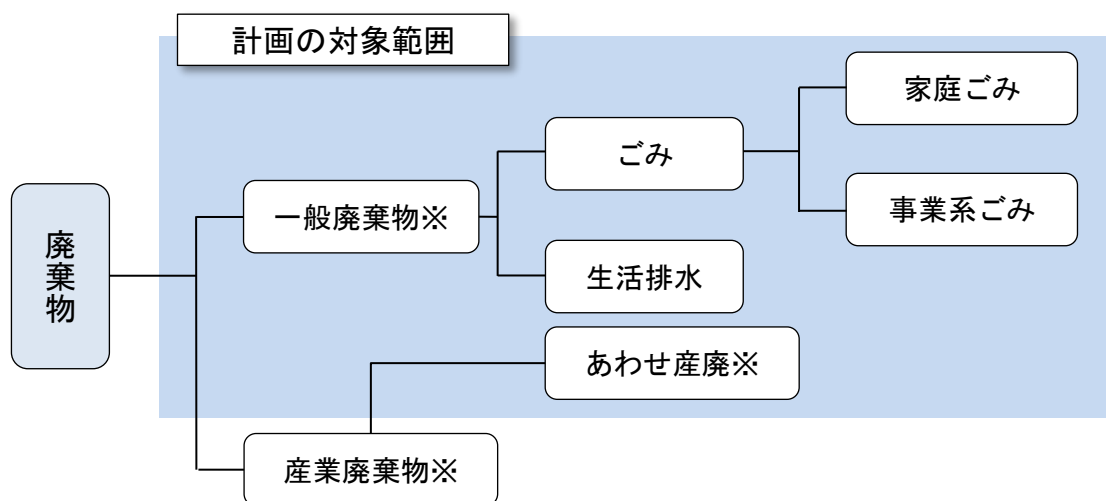
計画期間は令和 8（2026）年度から令和 22（2040）年度までの 15 年間とします。また、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までを短期、令和 17（2035）年度までを中期、令和 22（2040）年度までを長期として、それぞれの最終年度の目標値を定めます。

なお、計画の進捗状況や社会経済状況の変化及び関連計画との整合性などを踏まえ、概ね 5 年ごとに計画を見直します。



4 計画の対象範囲

計画の対象は、区内で発生する一般廃棄物です。

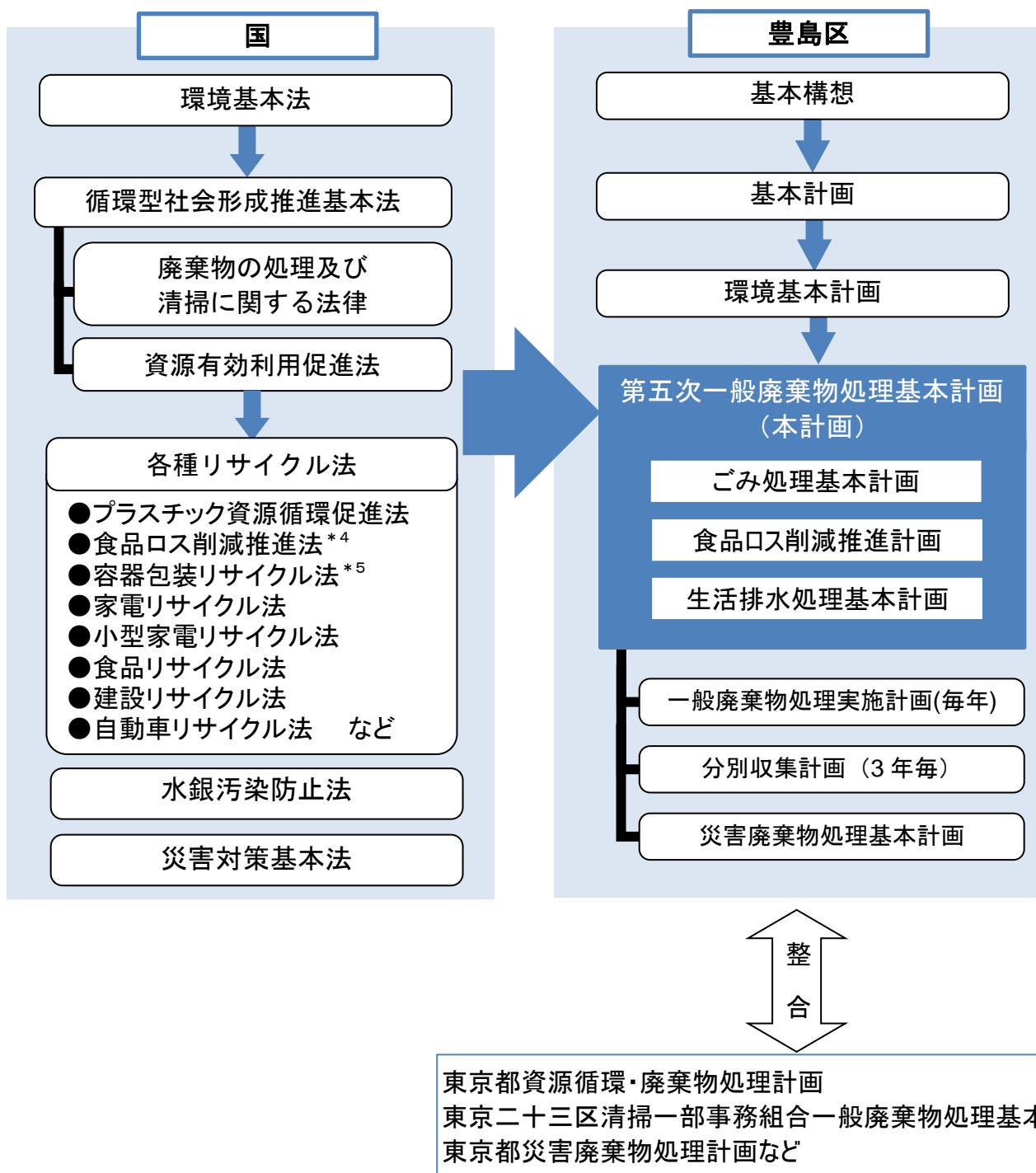


※一般廃棄物…産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭ごみのほか、産業廃棄物以外の事業系ごみや生活排水をいいます。
※産業廃棄物…事業活動に伴って排出される廃棄物で、政令で定められた 20 品目及び輸入された廃棄物をいいます。
※あわせ産廃…一般廃棄物と一緒に処理することができる紙くずや木くず等の産業廃棄物をいいます。

5 関連法との位置づけ

本計画は「豊島区基本計画」や「豊島区環境基本計画」などの方針に基づき、本区において発生する一般廃棄物の処理に関する長期的な目標や施策を明らかにするものです。

なお、本計画は令和 8（2026）年度から令和 22（2040）年度までを計画期間とし、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合^{*3}等の関連計画の動向を踏まえて策定しています。



第2章 リサイクル・清掃事業の現状

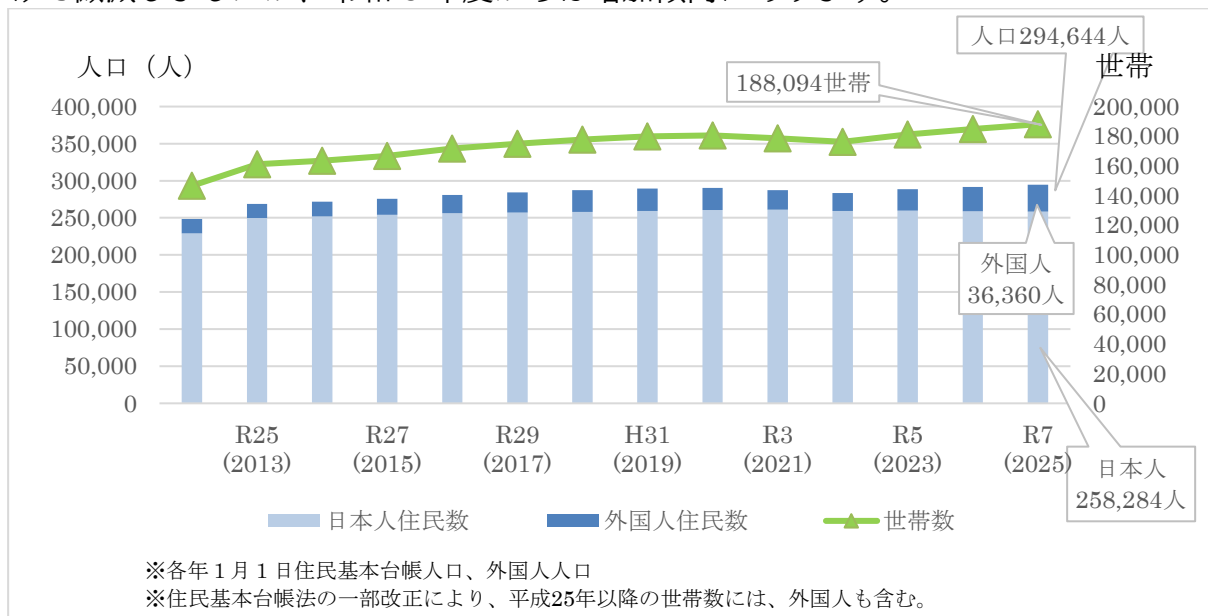
1 豊島区のリサイクル・清掃事業の沿革

- 昭和 44 (1969) 年 「粗大ごみ収集の開始」
 - 昭和 47 (1972) 年 豊島区ごみ減量運動推進協議会発足
「豊島方式」の集団回収開始
 - 昭和 48 (1970) 年 燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ分別収集の開始
 - 平成 4 (1992) 年 「乾電池の拠点回収開始」
 - 平成 7 (1995) 年 「パイロットプラン開始」
一部地域で7品目9分別の資源回収
- 【回収品目】
古紙（新聞、雑誌、段ボール）、牛乳パック、古布、びん、かん、ペットボトル、トレー
- 平成 8 (1996) 年 区内全域に拡大
 - 平成 11 (1999) 年 「パイロットプランの品目増加」
厚紙製の箱、包装紙を追加し7品目11分別へ
 - 平成 12 (2000) 年 「容器包装リサイクル法完全施行」
「東京都から特別区へ清掃事業移管」
 - 平成 14 (2002) 年 「新パイロットプラン開始」
区内全域で8品目12分別の資源回収
(ボトルタイプのプラスチック製容器を追加)
- 【回収品目】
古紙（新聞、雑誌、段ボール、厚紙製の箱、包装紙）、牛乳パック、古布、びん、かん、ペットボトル、トレー、ボトルタイプのプラスチック製容器
- 平成 18 (2006) 年 「廃食油の拠点回収開始」
 - 平成 20 (2008) 年 「新資源回収本格実施」
全品目を毎週回収
「廃プラスチックサーマルリサイクル^{*6}の開始」
 - 平成 24 (2012) 年 「蛍光灯の拠点回収開始」
 - 平成 26 (2014) 年 「小型家電の拠点回収開始」
「金属系粗大ごみの資源化を開始」
 - 平成 30 (2018) 年 「金属・陶器・ガラスごみ資源化を開始」
「池袋駅周辺繁華街地域の資源回収開始」
 - 令和 5 (2023) 年 「プラスチック資源回収を開始」
(4月モデル地域実施・10月区内全域実施)

【回収品目】
古紙（新聞、雑誌、段ボール、厚紙製の箱、包装紙）、牛乳パック、古布、びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装^{*7}、製品プラスチック^{*8}

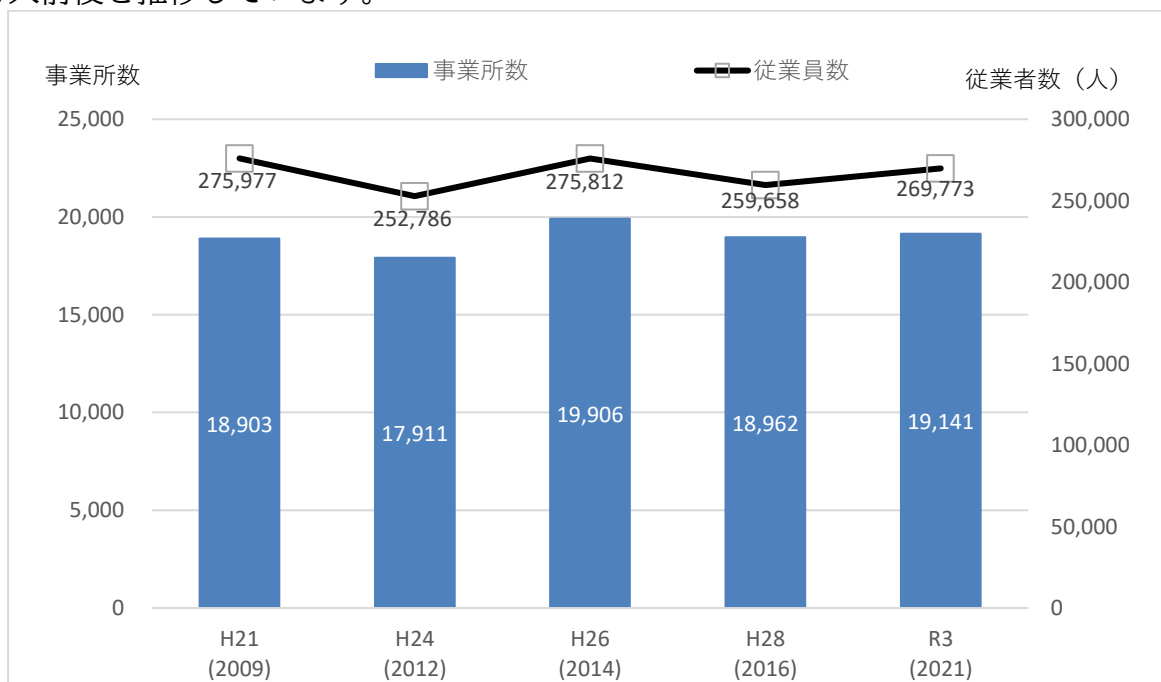
2 人口の推移

本区の人口は令和7（2025）年1月1日現在で294,644人、世帯数は188,094世帯で、人口の内12.3%が外国人となっています。人口は令和3年から令和4年にかけて微減しましたが、令和5年度からは増加傾向にあります。



3 事業所数の推移

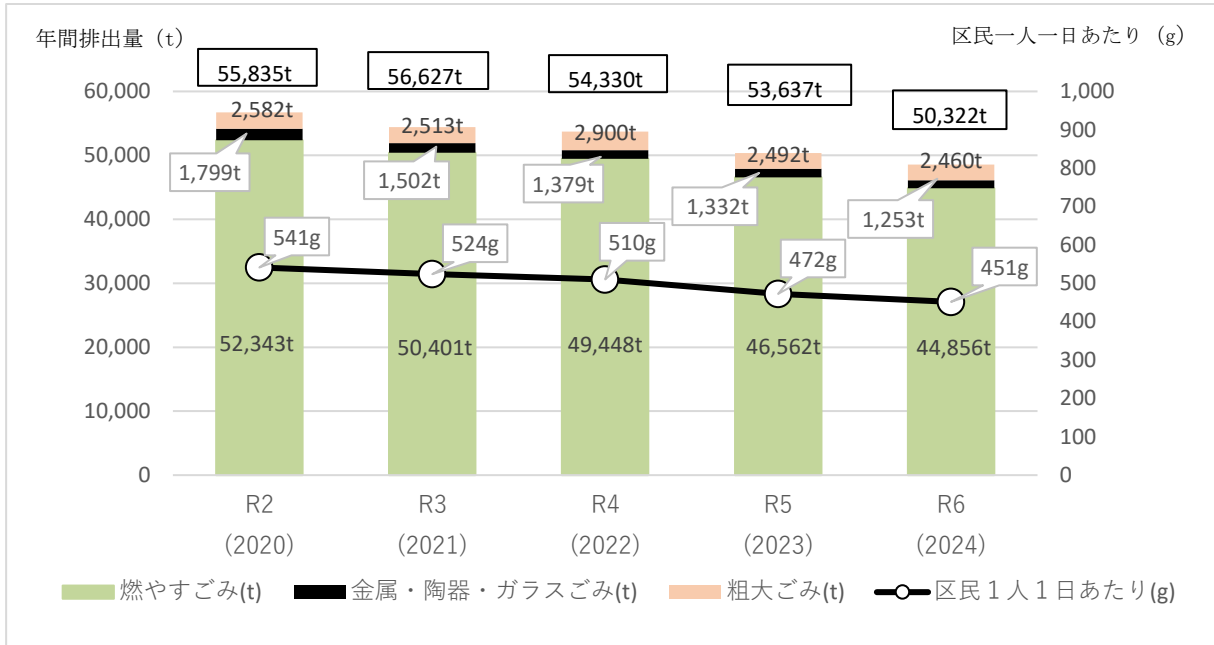
経済センサスによると、本区の民営事業所数は1万9千前後、従業者数は26～27万人前後を推移しています。



※経済センサス基礎調査・活動調査（民営事業所のみ）

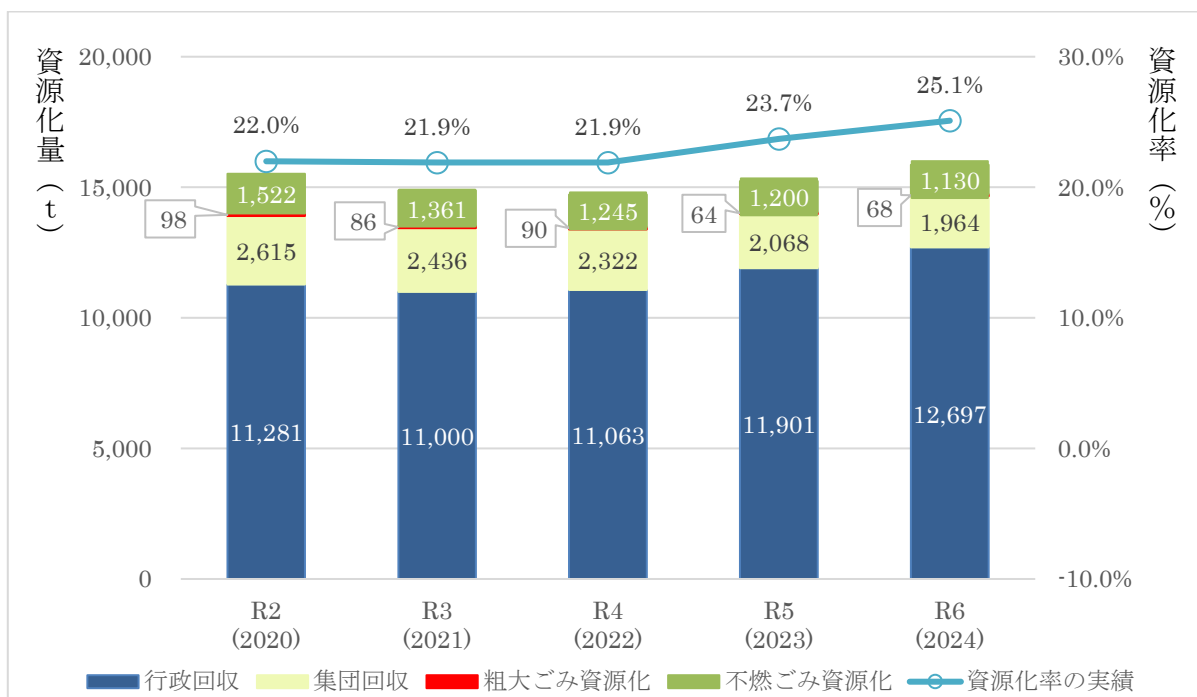
4 ごみ量の推移

人口増に対し、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて、年間のごみ量や1人1日あたりのごみ量は年々減少しています。



5 資源回収量・資源化率の推移

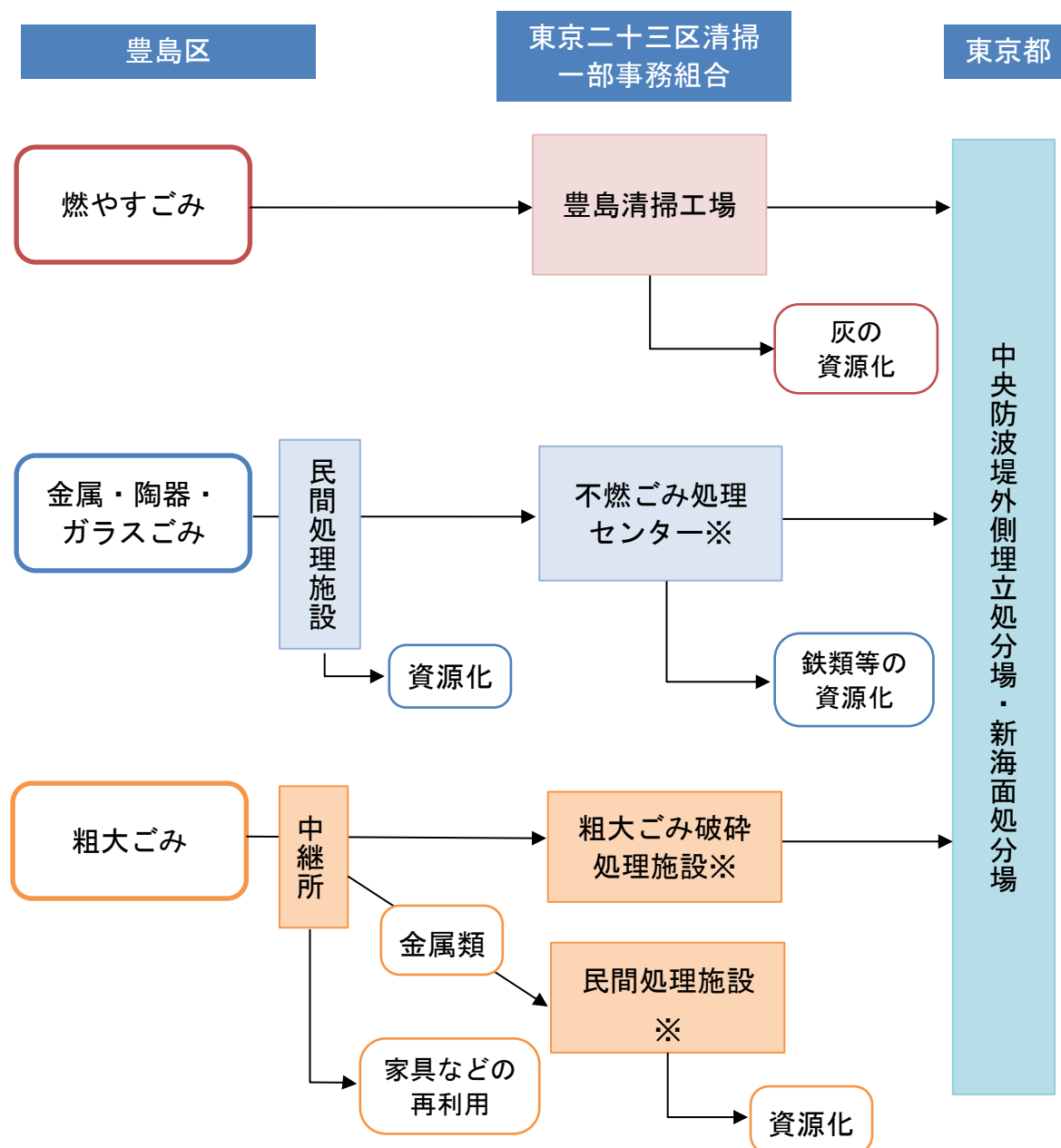
不燃ごみ、粗大ごみ、集団回収の資源化量は年々減少傾向にあります。一方、行政回収（集団回収）の資源化量は令和4（2022）年度より増加傾向にあり、全体の資源化率は上昇しています。



6 ごみと資源の流れ

ごみの収集は区、焼却や破砕等の中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理を行っています。

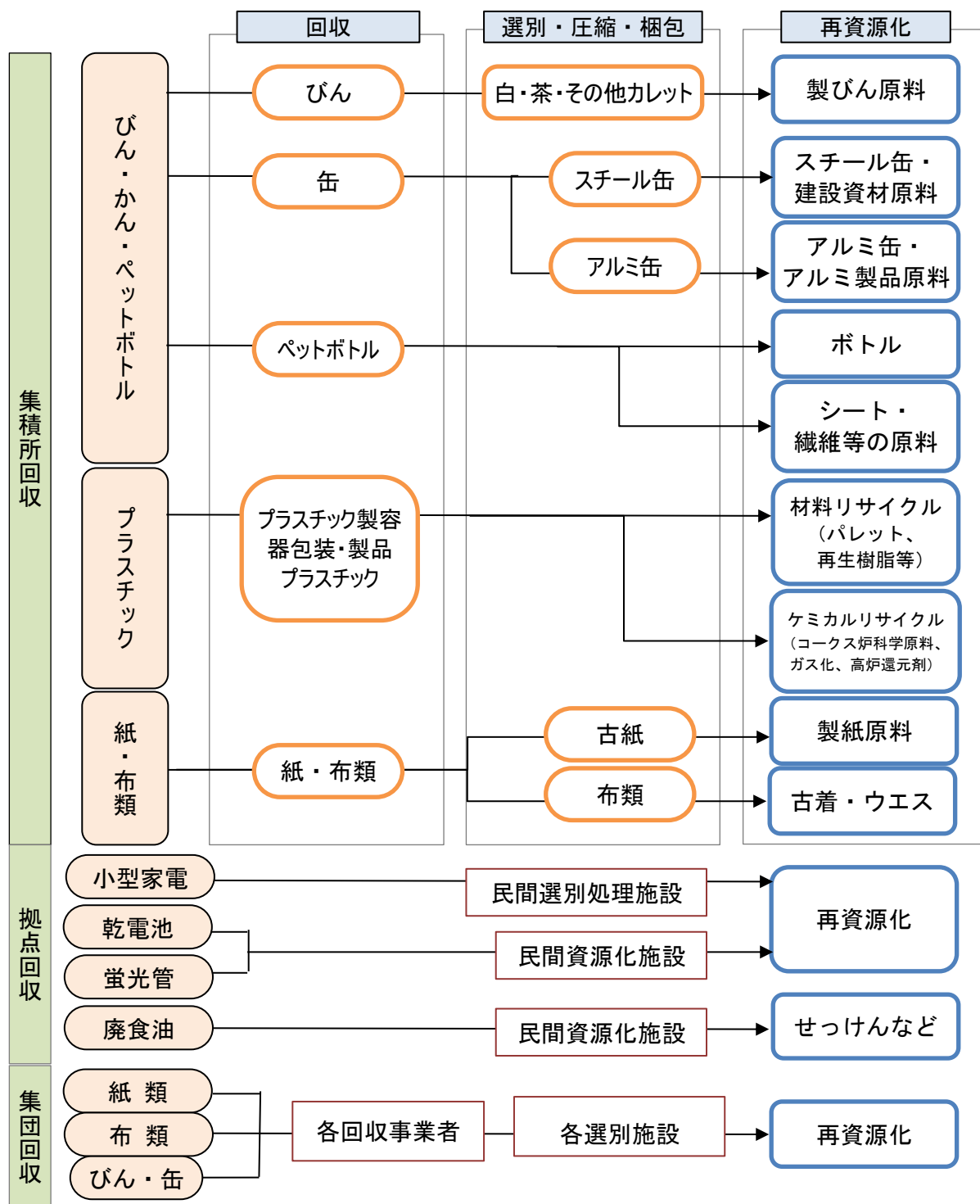
中間処理の残渣は東京都が管理する最終処分場で埋立処分していますが、焼却灰等についてはセメント原料化等による有効利用を行っています。



※不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設から発生する可燃系残渣は、清掃工場で焼却

集積所に分別排出された「びん・かん・ペットボトル」「紙・布類」「プラスチック」等の資源は、民間委託業者が回収し、選別・圧縮・梱包等を行っています。

拠点回収された小型家電・蛍光灯、廃食油はそれぞれ専門の資源化処理施設で再資源化しています。インクカートリッジ回収は、プリンタメーカー4社が行う「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加しています。



第3章 基本理念及び基本方針

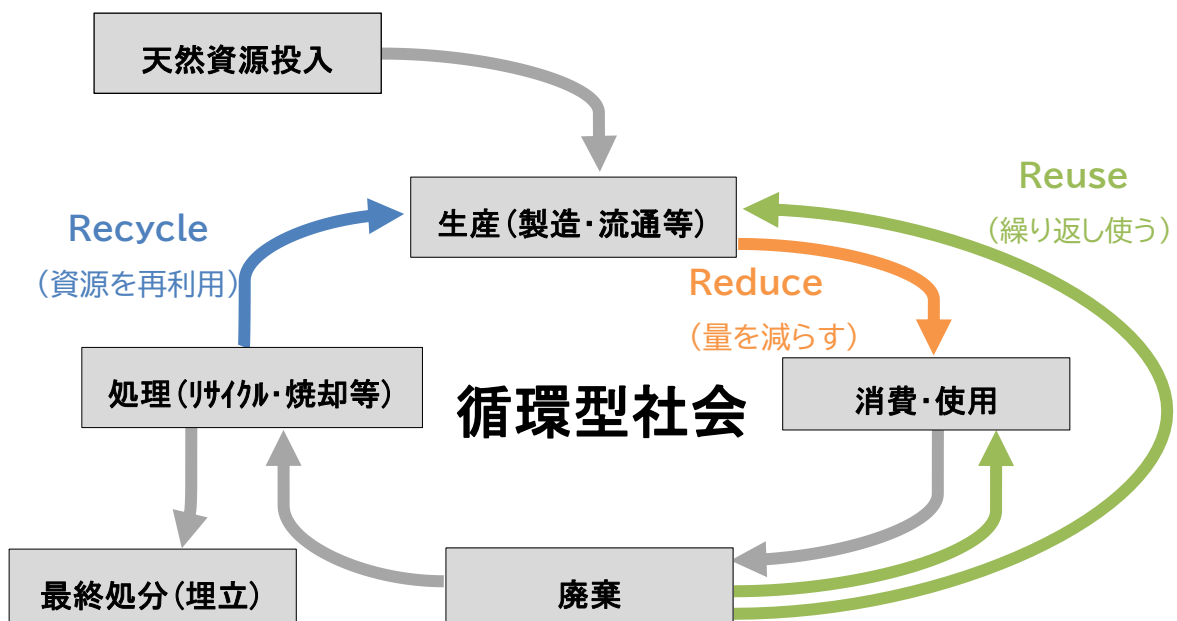
1 基本理念

持続可能な循環型社会を実現するまち としま

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動問題や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題に密接に関係しています。清掃・リサイクル事業においては、限りある資源の無駄を減らし、有効活用するために、ごみを出さないリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）の優先的実践を促すことや、質の高いリサイクル（再生利用）を推進し、地球規模の環境問題に対応することが求められています。

また、モバイルバッテリーやスマートフォンなどに含まれるリチウムイオン電池等の二次電池*9の可燃ごみ・資源への混入や、粗大ごみの不法投棄、事業系ごみの不適正排出など、ルールが守られないごみの排出が年間4万件となっています。特に、二次電池等の異物混入は、清掃工場や清掃車、選別・処分場等での火災事故の原因となっており、近年、事故件数が増加しています。適正な分別・排出ルールの周知徹底やイベント等での意識啓発を強化し、区民・事業者の一人ひとりが責任をもって行動し、ルールを順守するための取組が不可欠です。

本区は、区民・事業者・行政が一体となって3Rを推進し、適正分別・適正排出に取り組むことで、持続可能な循環型のまちづくりを進めていきます。



2 基本方針

(1) 基本方針1 リデュース・リユースの推進



循環型社会形成推進基本法では、ごみの3Rを進めるにあたり、まずごみの発生抑制（リデュース）を行い、それでも排出されるものについては再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めるものとして優先順位を定めています。

国の各種リサイクル法制度の制定や、本区における資源回収の進展に見られるように、これまで「リサイクル」については一定程度の成果が上がっています。しかし、「リデュース」「リユース」については、「分けて出す」前の段階、すなわち物の生産・流通から販売、消費の段階での生活スタイルや事業活動、意識の変革が必要です。

ごみの減量に関する周知・啓発等の積極的な情報発信を行うことや、再使用の取組を広げるための各種仕組みづくり・支援により、区民や事業者の日常生活や事業活動におけるごみの減量を促進します。

(2) 基本方針2 質の高いリサイクルの実現



リデュース・リユースを優先的に進めたいうえで、それでも発生する不要物のリサイクルに取り組み、資源を無駄なく有効に利用していく必要があります。

本区は、平成7（1995）年に他区に先がけ資源の分別回収を開始して以降、分別回収品目や回収頻度を増やすとともに、平成30（2018）年度には「金属・陶器・ガラスごみ」の資源化を開始するなど、リサイクルの充実を図ってきました。

さらに、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の推進等に関する法律」が施行されたことを受け、本区は、令和5（2023）年10月からプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源回収を区内全域で開始しました。

資源リサイクルの基盤を充実するとともに、資源のごみへの混入をなくしていくため、分別に関する啓発の充実、事業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進により、再資源化への取組を強化します。また、小型家電等の価値の高い資源の回収を進め、質の高いリサイクルを推進します。

(3) 基本方針3 安定的で適正なごみ処理の推進



東京二十三区清掃一部事務組合で行われるごみの中間処理や、東京都の管理する最終処分場での処分が安定的かつ効率的に行われるためには、適正に分別し排出することが不可欠です。本区は、ごみの減量・適正排出・資源化を進めるとともに、粗大ごみや金属・陶器・ガラスごみ等を燃やすごみに混入するなどの不適正排出を防止することや、水銀等の有害物やリチウムイオン電池等の二次電池の発熱・発火などの危険性がある廃棄物の適正排出を区民に周知します。

廃棄物処理法に基づき自己処理が原則となっている事業系ごみについては、排出抑制を促した上で、事業者による適正処理・資源化を徹底していきます。また、一部の小規模事業者から排出され例外的に行政収集を行っている事業系ごみについても、行政収集を利用している事業者に対して情報提供や啓発を行うことで、民間移行の促進と適正排出の徹底に取り組んでいきます。

【参考】SDGsのアイコンについて

| SDGsのゴール | | ターゲット |
|----------|--|---|
| | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する | 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 |
| | 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する | 11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす |
| | 持続可能な生産消費形態を確保する | 12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーン*における食品ロスを減らす 12.5 廃棄物の発生を減らす |
| | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる | 13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む |
| | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する | 14.1 海洋汚染を防止・削減する |
| | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | 17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する |

第4章 計画目標

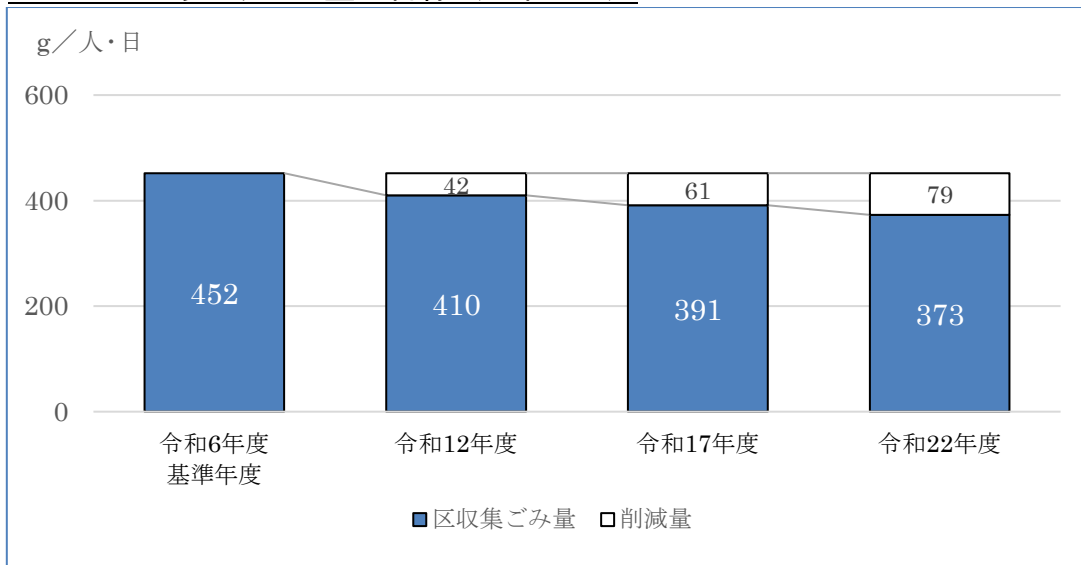
1 計画目標

基本理念の実現に向け、区民・事業者・行政の三者が取り組む目標を定めます。

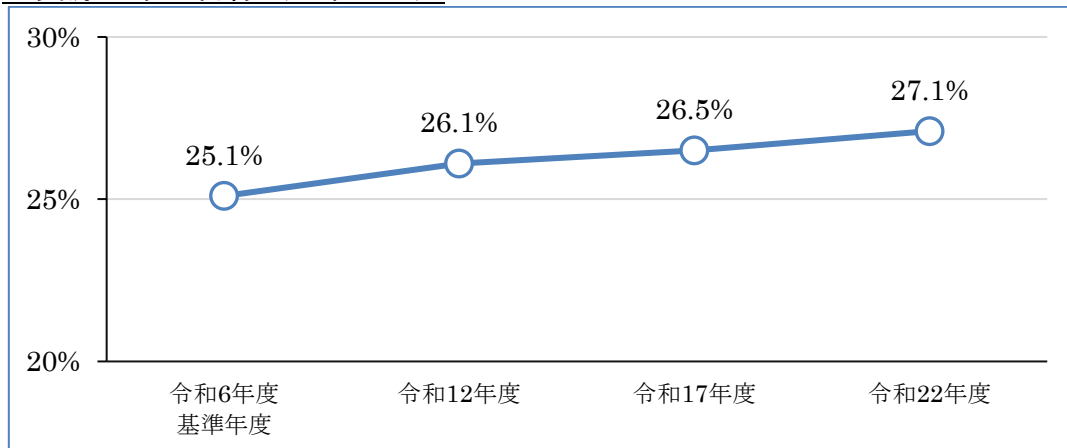
R6からR22で1人1日あたりごみ量79g減を目標とする。
※Sサイズのみかん1個分（約80g）に相当する。

| | 令和6（2024）年度 | | 令和22（2040）年度 |
|------------|-------------|---|--------------|
| 1人1日あたりごみ量 | 452g/人日 | ⇒ | 373g/人日 |
| 資源化率 | 25.1% | ⇒ | 27.1% |

■1人1日あたりごみ量の目標（5年ごと）



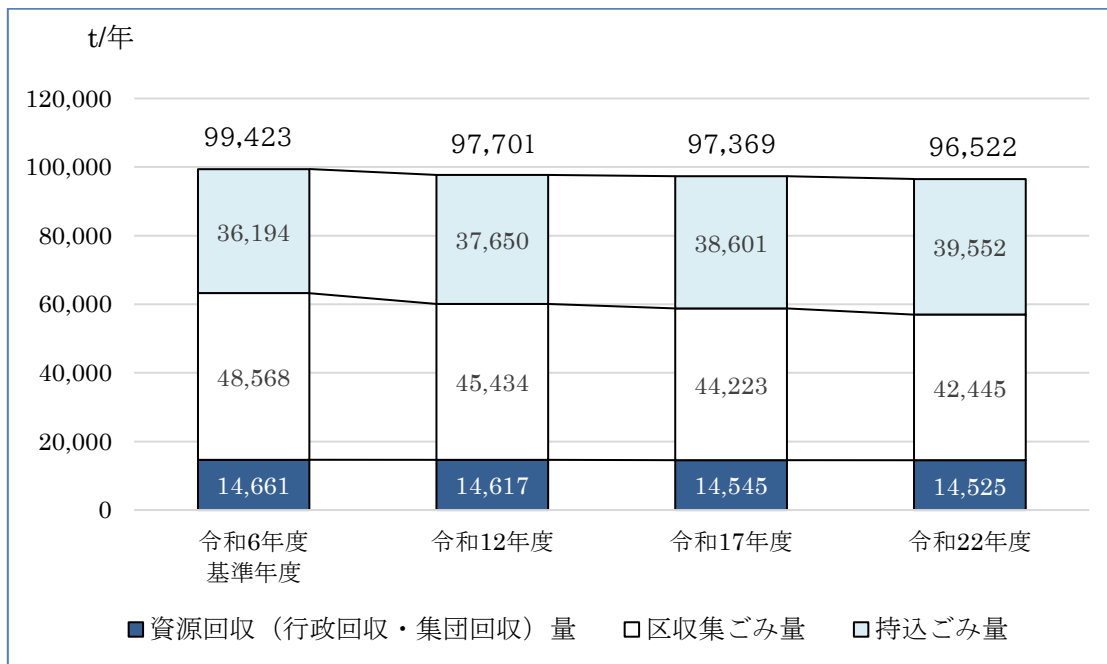
■資源化率の目標（5年ごと）



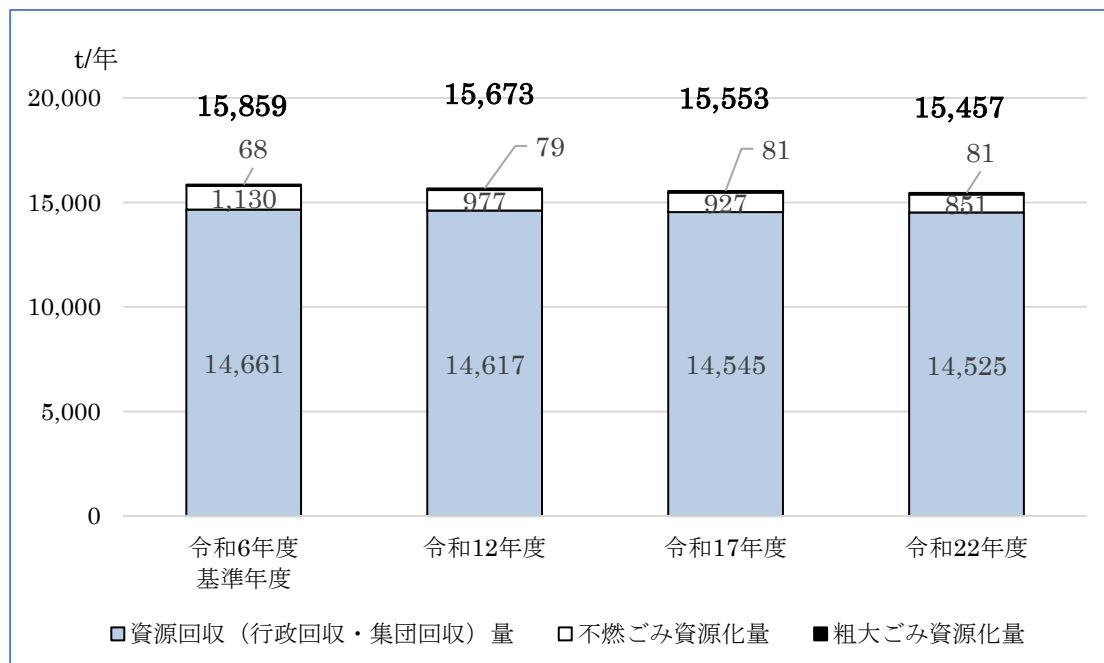
2 目標達成によるごみ量・資源化量の推移

1人1日あたりごみ量、及び資源化率の目標が達成された場合のごみ量・資源化量の推移は以下のとおりとなります。

■一般廃棄物総排出量の推移



■資源化量の推移



第5章 施策

1 施策体系

基本理念：持続可能な循環型社会を実現するまち としま

基本方針1：リデュース・リユースの推進
基本方針2：質の高いリサイクルの実現
基本方針3：安定的で適正なごみ処理の推進

★重点施策

- ・リデュース・リユースによるごみの排出削減
- ・区民・事業者への啓発・情報発信
- ・プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進
- ・適正分別・適正排出の徹底

施策体系

(1) リデュース・リユースの推進

- ① リデュース・リユースによるごみの排出削減 ★
- ② 区民・事業者への啓発・情報発信 ★
- ③ 食品ロス削減の推進
- ④ 事業者との連携によるリデュース・リユースの推進
- ⑤ 区民の活動支援と連携の場の創出

(2) 質の高いリサイクルの実現

- ① プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進★
- ② 事業系ごみのリサイクルの促進
- ③ 区民・民間事業者との連携・協働

(3) 安定的で適正なごみ処理の推進

- ① 適正分別・適正排出・適正処理の徹底
- ② 処理困難物の適正排出・適正処理 ★
- ③ 事業所への情報提供・指導
- ④ ごみの収集方法等の調査・検討（ごみ有料収集・高齢化対応・DX化等）
- ⑤ 災害廃棄物対策

食品ロス削減推進計画（第6章）

2 具体的施策

基本方針1 リデュース・リユースの推進

①リデュース・リユースによるごみの排出削減 ★重点施策

これまで本区では、区民や事業者がリデュース・リユースに取り組みやすいよう生ごみ処理機の購入助成やリサイクルセンターでの修理・再生した粗大ごみのあっせん等の事業を行ってきました。今後もこれらの取組の方向性を検討するとともに、民間事業者と連携した新たな粗大ごみあっせん事業の活用の検討など、最も重視すべきリデュースを促進するために、他団体との連携を取りながら事業の展開を図っていきます。

【取組指標】

| | 現状値 (R6) | 目標値 (R12) |
|----------------------------------|----------|-----------|
| 区民アンケート調査によるごみの排出削減に取組む区民の割合 (%) | 78.6% | 90.0% |

②区民・事業者への啓発・情報発信 ★重点施策

区民や事業者がリデュース・リユースによるごみ減量を進めるにあたり、「暮らしの中でどのような工夫ができるか」「取組によってどの程度効果があるか」等を効果的に周知していくことが必要です。

外国人人口が増加するなど区民の多様性が増す中、本区では従来の冊子やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等による周知に加え、冊子の多言語化や集積所における QR コードによる多言語案内などに取り組んできましたが、今後は外国人向け動画配信や資源・ごみ分別アプリでのリデュース・リユースに関する内容を取り上げた周知方法を検討するなど、引き続き多様な情報媒体による情報発信を図っていきます。

また、小学校における出前講座の実施や小学生向け啓発冊子の配布、イベントへのブース出展等により、子どもたちの環境学習の機会を提供しています。今後も環境学習の内容を充実させるとともに、子どもたちへの教育を通じて、家庭や地域への意識啓発を図っていきます。

【取組指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|---|------|------|------|------|------|------|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| リデュース・リユースを含む 3R に関して発信した回数 (回/年) | 45 回 | 50 回 | 54 回 | 58 回 | 62 回 | 66 回 |
| 出前講座の実施 回数 (回/年) | 7回 | 10 回 | 11回 | 12回 | 13回 | 14 回 |

③食品ロス削減の推進

食品ロスの削減を進めるため、区民、事業者、行政、そして NPO*法人や大学・教育機関など様々な主体が共通理解の下、互いに連携し一体となって引き続き食品ロス削減の推進に取り組んでいきます。詳細は第 6 章（23 ページ）を参照ください。

④事業者との連携によるリデュース・リユースの推進

近年、企業の事業活動においても製品の製造や販売、サービスの提供にあたり、海洋プラスチックごみ問題の解決や食品ロス削減などに取り組んでいこうとする動きが広がっています。

例えば、区内の事業者では、使い捨ての飲食器（カップやストローなど）を廃止しマイボトルの持参を促す取組や、食料品の見切り品の情報を一早く消費者に提供するスマートフォンアプリを開発するなどの取組が行われています。豊島区では、食べきり協力店*¹⁰ への登録制度を設けることや事業者と連携して行っているフードレスキュー*¹¹ の実施などに取り組んでいます。

これら事業者のリデュース・リユースに向けた行動は、消費者がその商品・サービスを積極的に選択して初めて持続的なものとなります。このような観点から、本区はリデュース・リユースに取り組む事業者を後援し、区内で行っている取組やイベント情報等について、引き続き区民への情報発信を進めていきます。

また、拡大生産者責任*¹²（EPR）に基づく資源循環制度の拡充について国に働きかけていくことや、事業者のインセンティブ向上を図るために、優良な取組事業者に対する表彰制度の導入を検討していきます。

【取組指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 食べきり協力店登録件数(件/年) | 52 件 | 60 件 | 65 件 | 70 件 | 75 件 | 80 件 |
| TABETE * 13 登録件数(件/年) | 55 件 | 60 件 | 65 件 | 70 件 | 75 件 | 80 件 |
| 食品ロスに関する情報発信件数(件/年) | 34 件 | 35 件 | 35 件 | 36 件 | 36 件 | 37 件 |

⑤区民の活動支援と連携の場の創出

本区内には、町会清掃担当者会など様々な地域団体、事業者団体等が活動しており、フードドライブ*14 事業やフリーマーケット、子ども服の譲渡会など、ごみの減量・資源化に関わる様々な取組が展開されています。

これらの取組を支援するとともに、今後の清掃・リサイクル事業における課題などについて、町会清掃担当者会や清掃関係施設見学会等にて意見交換の場を設け、連携を深めていきます。

【取組指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| リデュース・リユースを含む 3R に関して連携して活動した民間団体等の数(団体/年) | 10 団体 | 11 団体 | 11 団体 | 12 団体 | 12 団体 | 13 団体 |
| リデュース・リユースを含む 3R に関して民間団体等と連携して活動した数(件/年) | 14 回 | 15 回 | 15 回 | 16 回 | 16 回 | 17 回 |

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|--|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 町会・清掃担当者等意見交換会やリサイクル・清掃関係施設見学会の開催回数(回/年) | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |

※意見交換と啓発を目的に年2回継続して実施することを目標とする。

基本方針2 質の高いリサイクルの実現

①プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進 ★重点施策

本区は、令和5（2023）年10月から区内全域でプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源回収を開始しました。プラスチックの新たな分別方法について、引き続き、ホームページやSNS等のあらゆる広報媒体を活用し、区民により分かりやすく伝わりやすい工夫を行いながら周知徹底を図ることで、プラスチックの資源化率の向上を目指します。

また、新たなリサイクル品目の導入や、拠点回収の回収場所を増やすことで区民の利便性を図るなど、プラスチック以外の品目についても資源化率の向上につながる取組を検討し、質の高いリサイクルを実現していきます。

【取組指標】

R8からR12で区民1人1日あたりのプラスチック回収量2g増を目標とする。※ペットボトルのキャップ約1個分（約2.5g）に相当する

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|---------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 区民1人1日あたりのプラスチック回収量（g/人日） | 19.83g | 20.0g | 20.5g | 21.0g | 21.5g | 22.0g |
| 資源化率（%） | 25.1% | 25.4% | 25.6% | 25.7% | 25.9% | 26.1% |

②事業系ごみのリサイクル推進

本区は池袋駅周辺の繁華街をはじめ、様々な事業活動が集中する副都心区であり、循環型のまちづくりを目指す上で、事業系ごみの減量・資源化、適正処理の推進が重要です。

大規模事業者に対しては、条例に基づき廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を求め、廃棄物管理責任者講習会や立入検査等を通じて、事業系ごみの減量・資源化・適正排出を促進します。

また、行政収集にごみを排出している小規模事業者に対しては、行政収集に出す場合の資源の適正な分別方法等を周知徹底するとともに、引き続き民間収集への移行を働きかけていきます。

【取組指標】

| | 現状値 | 目標値 | | | | |
|---------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 大規模事業者への立入検査件数(件/年) | 109件 | 80件 | 80件 | 80件 | 80件 | 80件 |

※R6年度はコロナ禍の影響でそれまで実施できずに後ろ倒しとなっていた業者に対しても立入検査を実施したことから、例年より件数が多くなっている。講習会等での情報発信や啓発により、大規模事業者が積極的に事業系ごみの減量・資源化・適正排出に取り組んでいることから、R8年度以降は立入検査の実施件数を年80件継続して実施することを目標とする。

③区民・民間事業者との連携・協働

区民の自主的なリサイクル活動である集団回収は、近年、担い手の固定化や高齢化が進展していることから、集団回収を継続できる環境を整える必要があります。本区は、担い手の固定化・高齢化などの地域の実情や再生資源化市場の動向に注視しながら集団回収事業に対する支援を継続し、区民のごみ減量意識の醸成や地域コミュニティの活性化を図っていきます。

また、事業者の自主的な取組として、スーパーマーケットなどの小売店における食品トレーや牛乳パック等の店頭回収、家電販売店における小型家電の電子機器の店頭回収、メーカー団体による充電電池や携帯電話、パソコン、インクカートリッジの回収、航空会社等の事業者による廃食油の回収など、様々なリサイクルの取組が行われています。国内有数の商業集積地である池袋を有する本区の特性を生かす観点から、本区は自主回収に取り組む事業者の情報を発信するなど、民間事業者と連携・協働しながら区民がこれらの回収ルートを利用しやすい環境を整えていきます。

【取組指標】(p17 再掲)

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| リデュース・リユースを含む 3R に関して連携して活動した民間団体等の数 (団体/年) | 10 団体 | 11 団体 | 11 団体 | 12 団体 | 12 団体 | 13 団体 |
| リデュース・リユースを含む 3R に関して民間団体等と連携して活動した数 (件/年) | 14 回 | 15 回 | 15 回 | 16 回 | 16 回 | 17 回 |

基本方針3 安定的で適正なごみ処理の推進

①適正分別・適正排出・適正処理の徹底

分別ルールの徹底や排出マナーの遵守について、ホームページ、SNS、多言語化した冊子、資源・ごみ分別アプリ、集積所看板の QR コードによる多言語案内等、様々なツールを通じて周知を行っています。今後は、分別ルールにかかる外国人向け動画配信の作成を検討するなど、区民のニーズに合わせた情報媒体の拡充を図っていきます。

また、曜日違い、粗大ごみや金属・陶器・ガラスごみ等を燃やすごみに混入するなどの不適正排出者に対して、適正排出に向けたきめ細やかな指導を行い、不法投棄の防止を徹底していきます。資源の持ち去り行為に対しては、「持ち去り行為厳禁」表示の取り付けや巡回パトロールの強化、条例規定に基づく禁止命令・罰則の適用等により、廃棄物の適正処理を確保します。

【取組指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| ごみ分別アプリの登録者数(累計) | 7,625 人 | 8,000 人 | 8,500 人 | 9,000 人 | 9,500 人 | 10,000 人 |

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 適正分別・適正排出 に関して発信した 件数（回/年） | 52回 | 53回 | 53回 | 54回 | 54回 | 55回 |
| 不法投棄回収件数 （件/年） | 3,393件 | 3,340件 | 3,290件 | 3,240件 | 3,190件 | 3,140件 |

②処理困難物の適正排出・適正処理 ★重点施策

水銀含有物、スプレー缶、使用済注射針や二次電池といった有害性・危険性のあるごみについて、適切な分別・排出方法、ごみや資源に混入して排出されることによる危険性等について周知徹底を図ることで区民の理解を促し、不適正な分別・排出を防ぎます。特に、モバイルバッテリーやスマートフォンなどに使われるリチウムイオン電池等の二次電池については、近年、燃やすごみやプラスチック資源等に混入して排出されることで清掃車や選別・処理施設での火災が発生しています。二次電池の回収について、今後は安全な排出・保管方法を検証した上で、回収拠点を増やすことや集積所回収を行うなど、区民にとって出しやすい分別・排出方法を検討していきます。

【取組指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|------------------------------------|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 二次電池等の処理困難物の新たな排出方法や処理ルート数 （個数） | 1個 | 2個 | 2個 | 2個 | 2個 | 2個 |

※R6年度の処理ルートはごみ減量推進課窓口での拠点回収。R8年度以降は窓口での拠点回収のほか、集積所回収の実施を検討し、処理ルート数を増やし継続して実施することを目標とする。

〈参考〉区内の民間事業者が自発的に二次電池の回収を実施する協力店舗数（R7年11月時点）は14店舗である。

③事業者への情報提供・指導

区内の事業者に対して、区内の事業系ごみの排出・処理状況や国の法令、本区の条例等に関する情報提供を行いながら、事業系ごみの減量・資源化・適正処理を促進していきます。

また、行政収集にごみを出している小規模事業者に対して、民間収集事業者やリサイクル事業者の情報を提供することにより、民間収集への移行を働きかけていくとともに、事業系有料ごみ処理券の販売時に適正排出に関するチラシを配布する等、適正排出・適正分別にかかる事業者への指導を徹底していきます。

【取組指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|-----------------------|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 廃棄物管理責任者講習会の開催回数（回／年） | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |

※情報提供や啓発を目的に年2回継続して実施することを目標とする。

④ごみの収集方法等の調査・検討（ごみ有料収集・高齢化対応・DX化等）

家庭ごみの有料化は、ごみの発生抑制や資源分別の促進、費用負担の公平性の確保に効果があると言われていています。ただし、東京23区においては、共同処理を行っていることなどから、他区との連携を図りながら検討を進めていく必要があります。本区では、ごみ減量・資源化の取組を一層促進するため、区民の理解・協力を得ることを前提に、家庭ごみの有料化の効果や導入の是非などについて引き続き慎重に検討を進めていきます。

また、高齢化社会の進展により、今後、集積所へのごみ出しが困難な事例等がさらに増加することが見込まれます。一人暮らしの高齢者や障害者等、ごみの排出が困難な区民に対し、自宅前までごみを取りに行く出前ごみ事業の拡充を検討するなど、社会の実情に合わせた体制の整備を図っていきます。

さらに、車両追跡システムなどのICT（情報通信技術）の導入により、最適な収集ルートを調整し、燃料消費の削減や収集作業の効率化を実現できるよう、収集作業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化の検討を進めていきます。

⑤災害廃棄物対策

地震等により発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「豊島区災害廃棄物処理基本計画」に基づき、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合や他区等の関係機関と協力・連携の下、必要な体制の整備を図っていきます。

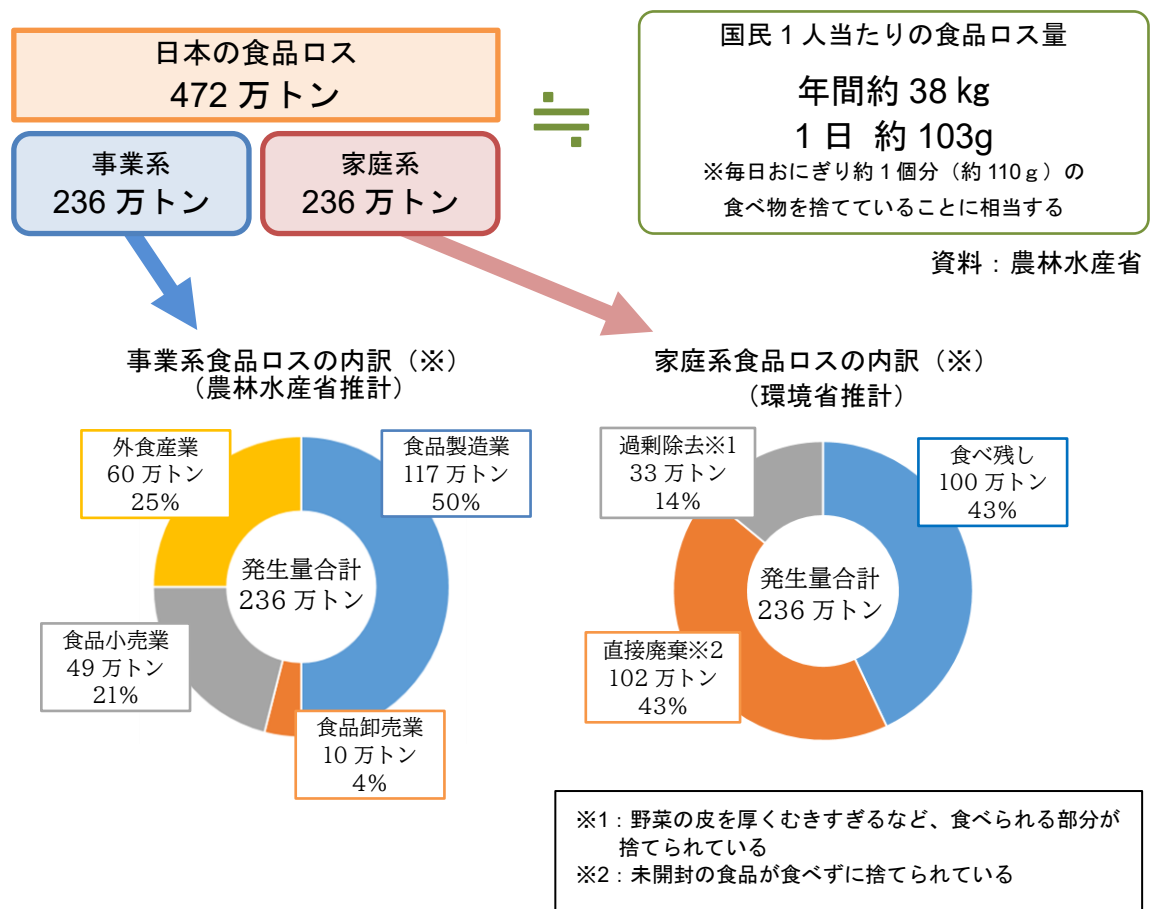
第6章 食品ロス削減推進計画

1 食品ロス削減推進計画の基本事項

(1) 食品ロスの現状

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品を言います。国全体では年間で472万トンの食品ロスが発生し(2022年度)、その50%の236万トンが家庭から排出されていると推計されています。(図表1)

図表1 日本の食品ロス発生量(2022年度)

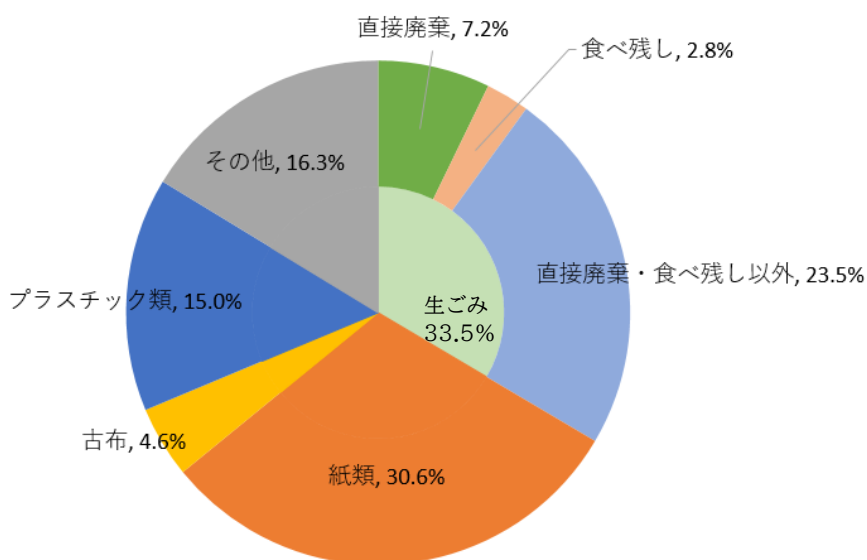


※割合の記載について、小数点以下を四捨五入により端数処理しているため、合計値が一致しない場合があります。

本区において、令和 6（2024）年度に実施した燃やすごみの組成分析調査では、燃やすごみ中には 7.2%の直接廃棄と 2.8%の食べ残しが含まれていました。（図表 2）

令和 6（2024）年度の燃やすごみ量は 44,856 トンです。これに食品ロスとなる直接廃棄と食べ残しにかかる組成比率の合計 10%を掛け合わせると、本区における家庭系食品ロス量は、4,486 トン（区民 1 人 1 日あたり 42.0 g）となります。

図表 2 燃やすごみ組成分析調査結果



資料：令和 6（2024）年度豊島区廃棄物排出実態調査

(2) 計画の位置付け

区市町村が策定する食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、国または東京都の基本方針等を踏まえて策定され、「区市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」として位置づけられます。

また、本計画の期間および目標は、同法第 11 条に基づき定められた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて定めています。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

2 食品ロス削減推進計画の方針・目標

(1) 食品ロス削減の方針

一般廃棄物処理基本計画の基本理念「持続可能な循環型社会を実現するまちとしま」の下、食品ロスのリデュース（発生抑制）及び食品を必要としている人に届けるリユース（再使用）に加え、区民、事業者、行政、NPO 法人や大学・教育機関など様々な主体が共通理解を図りながら、互いに連携し一体となって食品ロスの削減に取り組みます。

(2) 食品ロス削減推進の目標

本計画における目標を以下のとおり定めます。

- (1) 本区における家庭系食品ロス量を令和 17 年（2035）年度までに 3,390 トン（年 2.4%削減）とします。

| | 現状値 (R6) | 目標値 (R17) | 削減量 |
|-----------------|----------|-----------|----------|
| 家庭系食品ロス量 (t) | 4,486 t | 3,390 t | △1,096 t |

- (2) 区民アンケート調査等により区民の食品ロス削減状況を把握し、令和 17（2035）年度までに食品ロスの削減に取り組む区民の割合を 90%以上にしていきます。

| | 現状値 (R6) | 目標値 (R17) |
|--------------------------------------|----------|-----------|
| 区民アンケート調査による食品ロスの削減に取り組む区民の割合 (%) | 78.8% | 90.0% |

3 食品ロス削減のための取組

(1) 情報発信・普及啓発の推進 ★重点施策

区民に取組の必要性を認識し理解を深めてもらうため、食品ロスにおける現状や賞味期限・消費期限の正しい認識、フードドライブの活用等、食品ロス削減に関する分かりやすいリーフレットの作成やホームページ、SNS 等での情報発信の充実を図っていきます。今後は、ごみ分別アプリを活用した周知など、新たな情報発信媒体による周知方法を検討していきます。

また、「食品ロス削減月間」など食品ロス削減キャンペーンの実施や、区民や児童・生徒を対象とした食品ロス削減講座の実施、イベント等により、食品ロス削減の普及・啓発を進めます。

【取組指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|-------------------------------------|------|------|------|------|------|------|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 食品ロスに関する情報発信件数 (件/年) (p17 再掲) | 34 件 | 35 件 | 35 件 | 36 件 | 36 件 | 37 件 |
| 食品ロス削減講座実施回数 (回/年) | 2 回 | 2 回 | 2 回 | 2 回 | 2 回 | 2 回 |

(2) 販売店や飲食店との協力体制の充実 ★重点施策

現在実施している食べきり協力店や TABETE の登録者数を拡充し、店舗における取組を区民や区外からの買い物客等に PR します。また、食品ロス削減に取り組む優良な事業者をホームページ等で紹介することや表彰制度の導入等、事業者のインセンティブ向上に向けた体制を検討していきます。

さらに、商店会、事業者団体等との連携の下、食品ロス削減に向けた事業者向け情報（国や東京都の取組等も含む）を提供し、事業者における食品ロス削減を推進します。

【取組指標】(p17 再掲)

| 指標 | 現状値 | 目標値 | | | | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | R6 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| 食べきり協力店登録件数(件/年) | 52件 | 60件 | 65件 | 70件 | 75件 | 80件 |
| TABETE登録件数(件/年) | 55件 | 60件 | 65件 | 70件 | 75件 | 80件 |

(3) 大学や教育機関との連携

大学研究機関等と連携し、食品ロス削減レシピの開発など、各種取組を展開していきます。

(4) 関係団体との連携

未利用食品の有効活用を図るため、NPO^{*15}法人、福祉団体等との連携を図っていきます。

(5) 事業者としての本区の実態の把握

区施設から発生する食品ロスの実態を把握し、必要に応じて食品ロス削減の取組を進めていきます。

第7章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は昭和53（1978）年に100%に達しており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理されています。

一部のディスポーザー汚泥^{*16}等は、許可業者の収集・運搬により、品川清掃作業所で固形分を取り除いた後、下水排除基準以下まで希釈して公共下水道に放流していきます。

2 基本計画

家庭及び事業所から排出される生活排水については、公共下水道で処理します。

また、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥^{*17}」及び「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき、一般廃棄物処理業者への委託による処理とします。

3 処理方法

し尿等の収集運搬・処理については原則として下表のとおりとします。

| 区分 | | 収集運搬 | 処 理 |
|-----|---------------|-------------|------------|
| 家庭 | し尿 | 下水道 | 水再生センター |
| | ディスポーザー汚泥等 | 一般廃棄物収集運搬業者 | 品川清掃作業所 |
| 事業系 | し尿 | 一般廃棄物収集運搬業者 | 一般廃棄物処分業者※ |
| | し尿混じりのビルピット汚泥 | | |

※もっぱら住居用の建築物から排出されたもので、区の承認を受けたものについては清掃一組でも受け入れ可能

用語解説

1 3R（スリー・アール）

ごみの発生抑制（Reduce=リデュース）、再使用（Reuse=リユース）、再生利用（Recycle=リサイクル）の頭文字をとったもの。リサイクルに比べ、2R（リデュース・リユース）の取組みが遅れていると言われており、その推進が求められている。

2 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、国が循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたもの。概ね5年おきに見直しを行うものとされており、令和6（2024）年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画を策定された。

3 東京二十三区清掃一部事務組合

東京23区内で発生する一般廃棄物の中間処理を共同で行うために、23区の総意により設立した一部事務組合（地方自治法第284条に基づく特別地方公共団体）。

4 食品ロス削減推進法

食品ロスの削減を総合的に推進するため、国、地域公共団体等の責務や基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める法律。正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元（2019）年10月施行）

5 容器包装リサイクル法

家庭から排出される容器包装廃棄物について、排出抑制のための措置やリサイクルのための消費者・市町村・事業者の役割分担などを定める法律。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成12（2000）年4月完全施行）。

6 廃プラスチックサーマルリサイクル

ごみとして排出されるプラスチックを清掃工場で焼却し、焼却時に発生した熱をエネルギーとして回収する手法。

7 プラスチック製容器包装

生鮮食品のトレーやカップ麺の容器、シャンプーボトル、お菓子の袋など、プラスチック素材でできた容器や包装のこと。

8 製品プラスチック

プラスチック製のハンガーや洗面器、歯ブラシ、スプーン、フォークなど、すべてがプラスチックでできている製品のことで、

9 二次電池

充電して繰り返し使える電池であり、リチウムイオン電池やニカド電池、ニッケル水素電池などがある。主に、スマートフォンやモバイルバッテリー、ノートパソコン、電子タバコ等の製品に使用されている。二次電池は、破損・変形により発熱・発火する危険性が高く、近年、二次電池の不適正な排出による清掃車両や清掃工場などでの火災事故が多発している。

10 食べきり協力店

「小盛メニューの導入」「食べ残しを減らすための呼びかけ」「ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた周知活動の実施」「食品廃棄物のリサイクル」等により食品ロス削減に取り組み、豊島区食べきり協力店制度に登録された飲食店。

11 フードレスキュー

食品を買うとき、賞味期限や消費期限の迫ったものから購入することで、期限切れで廃棄される食品を減らすこと。

12 拡大生産者責任

製品などの製造者や販売者が、環境負荷の提言や自主的な回収を行うなど、その製品などの廃棄・処分に至るまで一定の責任を追うこと。

13 TABETE (タベテ)

飲食店やスーパー等で、まだおいしく安全に食べらるのに廃棄されてしまう可能性がある食品を、アプリを通じてユーザーとマッチングさせるフードシェアリングサービス。

14 フードドライブ

家庭で余っている食品を集め、必要とする方に提供する仕組み。

15 NPO

民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体 (Nonprofit Organization) のこと。

16 ディスポーザー汚泥

ディスポーザーとは台所の排水口の下に取り付けて、生ごみを粉碎・処理し、水と一緒に下水管に流す装置。ディスポーザー汚泥とは、ディスポーザーで生ごみを粉碎・処理する際に発生する汚泥のこと。

17 ビルピット汚泥

ビルピットとは、汚水、雑排水、雨水等を下水道放流するまでの間、一時貯留するためにビルの地下部分に設置した排水溝。ビルピット汚泥は、そのビルピットから発生する汚泥のこと。

資料編

資料 1 計画策定の経緯

(1) 豊島区リサイクル・清掃審議会の審議経過

| 会議 | 開催日 | 主な審議内容 |
|-----|------------|------------------------------------|
| 第1回 | 令和6年7月25日 | 第四次計画の概要、国・都等の動向、本区の状況と計画の進捗状況 |
| 第2回 | 令和6年11月21日 | 計画策定の方向性、食品ロス削減推進計画の見直しについて |
| 第3回 | 令和7年3月27日 | 第五次計画の施策体系案、災害廃棄物処理基本計画の修正ポイントについて |
| 第4回 | 令和7年7月9日 | 第五次計画（素案）、災害廃棄物処理基本計画の主な変更点について |
| 第5回 | 令和7年11月20日 | 第五次計画（素案）、災害廃棄物処理基本計画（素案） |
| 第6回 | 令和8年3月3日 | パブリックコメント実施結果、答申 |

(2) 豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿

| | 氏名 | 役職名 | 備考 |
|-----------------------|---------|--|-------------|
| 学 識 経 験 者 | ◎ 松波 淳也 | 法政大学経済学部 教授 | |
| | ○ 斉藤 崇 | 杏林大学総合政策学部 教授 | |
| | 山田 正人 | 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 廃棄物処理処分技術研究室長 | |
| | 蔵方 康太郎 | 東京商工会議所豊島支部 事務局長 | 令和7年3月31日まで |
| | 石井 豪 | 東京商工会議所豊島支部 事務局長 | 令和7年4月1日から |
| | 富沢 正弘 | 株式会社トベ商事 業務部 部長 | |
| | 松浦 義忠 | 株式会社要興業 常務取締役 | |

| | 氏名 | 役職名 | 備考 |
|-----|--------|--|-------------|
| 議員 | 有里 真穂 | 豊島区議会議員 | |
| | 西山 陽介 | 豊島区議会議員 | |
| | 宮崎 けい子 | 豊島区議会議員 | |
| | 細川 正博 | 豊島区議会議員 | 令和7年5月28日まで |
| | 塚田 ひさこ | 豊島区議会議員 | 令和7年7月9日から |
| 区民 | 竹野 康二 | 豊島区町会連合会 副会長 | |
| | 青木 正典 | 豊島区商店街連合会 副会長 | |
| | 飯島 一夫 | 公募委員 | |
| | 木川 るり子 | 公募委員 | |
| | 望月 綾子 | 公募委員 | |
| 区職員 | 岡田 英男 | 豊島区環境清掃部長 | 令和7年3月31日まで |
| | 増子 嘉英 | 豊島区環境清掃部長 | 令和7年4月1日から |
| | 柳 信雄 | 豊島区環境清掃部副参事 (連絡調整担当) (東京二十三区清掃一部事務組合豊島 清掃工場長兼務) | 令和7年3月31日まで |
| | 高橋 寿徳 | 豊島区環境清掃部副参事 (連絡調整担当) (東京二十三区清掃一部事務組合豊島 清掃工場長兼務) | 令和7年4月1日から |

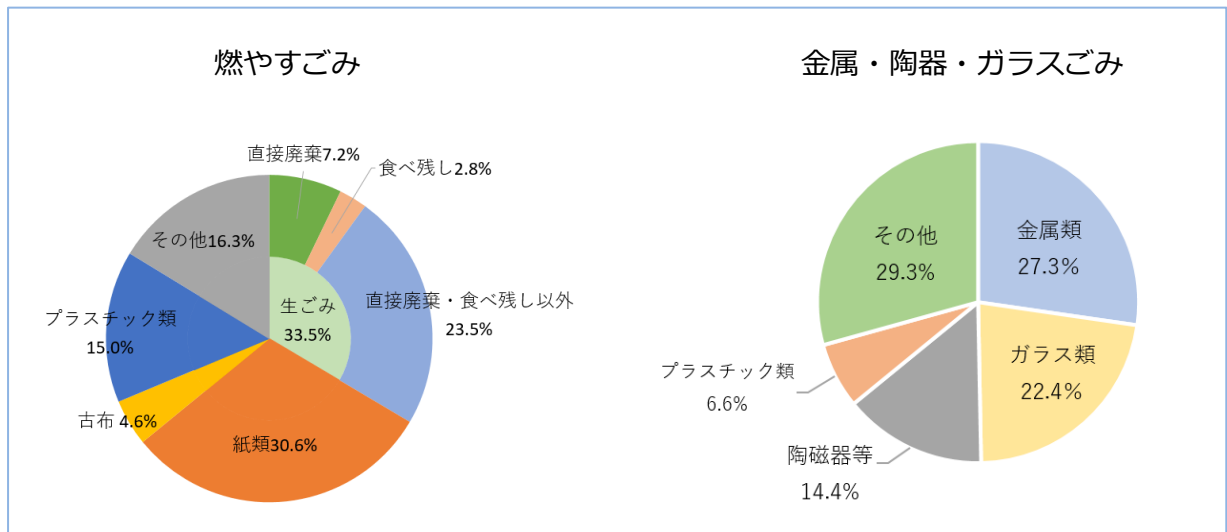
凡例：◎会長 ○副会長 (順不同 敬称略)

※第6期任期 (令和6年7月25日から令和8年7月24日まで)

(3) パブリックコメント

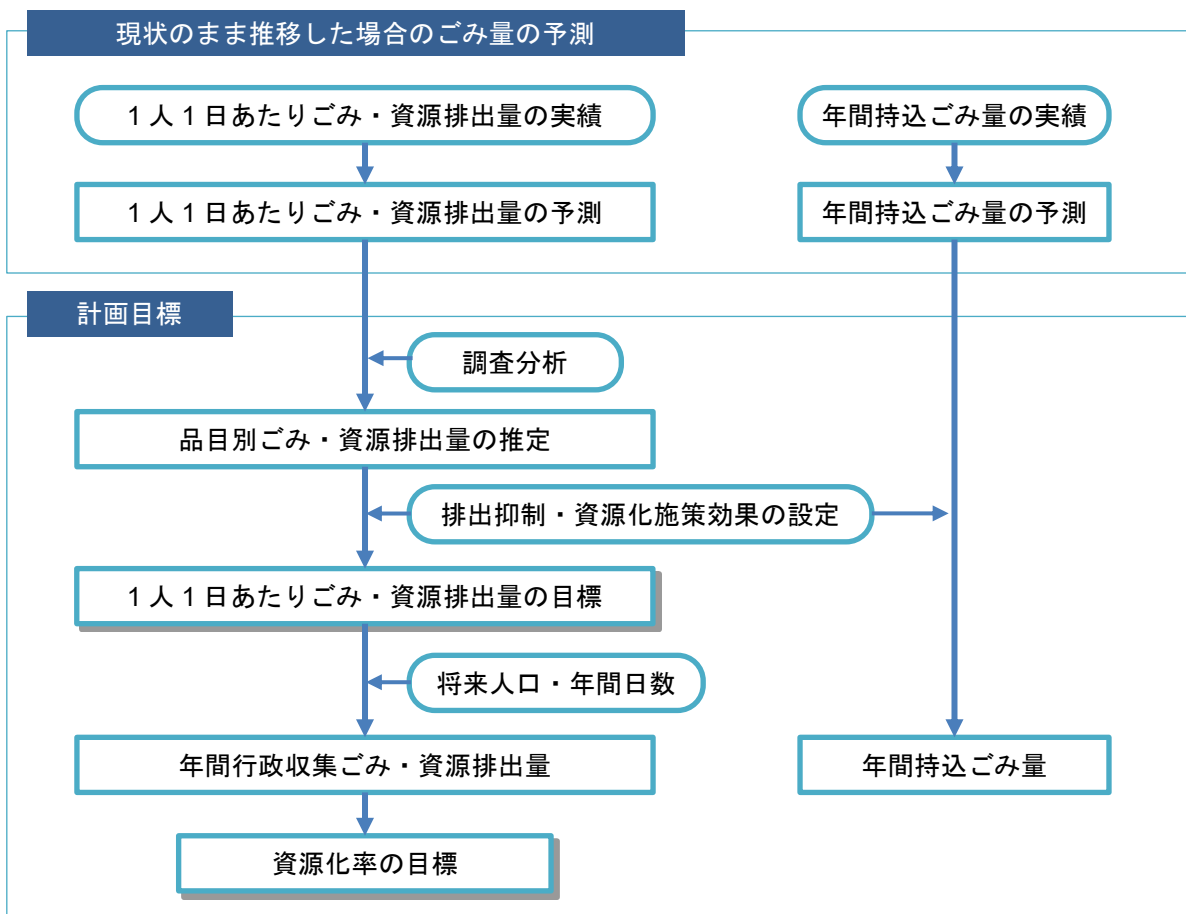
| 実施期間 | 提出者数 | 意見数 |
|----------------------------|--|-----|
| 令和7年12月12日から 令和8年1月8日まで | 3名 | 8件 |
| 閲覧場所 | 行政情報コーナー、ごみ減量推進課、環境政策課、東西区 民事務所、各図書館、各区民ひろば、区ホームページ | |

資料2 家庭ごみの組成



「令和6年度豊島区廃棄物排出実態調査」より

資料3 ごみ量の予測と計画目標の設定フロー



資料4 ごみ量の予測と計画目標

ごみ・資源量の推計

現状のまま推移した場合の予測

■現状のまま推移した場合の予測は、過去の実績に基づき推計。

| 年度 | 実績 推計値 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|--------|
| | 令和6 (2024) 基準年 | 7 (2025) | 8 (2026) | 9 (2027) | 10 (2028) | 11 (2029) | 12 (2030) 短期 | 13 (2031) | 14 (2032) | 15 (2033) | 16 (2034) | 17 (2035) 中期 | 18 (2036) | 19 (2037) | 20 (2038) | 21 (2039) | 22 (2040) 長期 | |
| 人口 | a | 294,644 | 296,421 | 298,198 | 299,975 | 301,752 | 303,529 | 304,674 | 305,819 | 306,964 | 308,109 | 309,255 | 310,325 | 310,860 | 311,395 | 311,928 | 312,115 | |
| 区収集ごみ量(t/年) | b | 48,568 | 47,434 | 47,356 | 47,422 | 47,244 | 47,208 | 47,085 | 47,101 | 46,872 | 46,779 | 46,694 | 46,564 | 46,215 | 46,071 | 46,057 | 45,749 | |
| 燃やすごみ | | 44,856 | 43,668 | 43,591 | 43,647 | 43,479 | 43,441 | 43,324 | 43,335 | 43,119 | 43,031 | 42,949 | 42,909 | 42,498 | 42,362 | 42,346 | 42,060 | |
| 金属・陶器・ガラスごみ | | 1,253 | 1,191 | 1,174 | 1,162 | 1,144 | 1,130 | 1,114 | 1,103 | 1,086 | 1,072 | 1,059 | 1,047 | 1,030 | 1,017 | 1,004 | 978 | |
| 粗大ごみ | | 2,460 | 2,575 | 2,590 | 2,613 | 2,621 | 2,637 | 2,647 | 2,664 | 2,667 | 2,677 | 2,686 | 2,699 | 2,701 | 2,706 | 2,712 | 2,718 | |
| 区民1人1日あたりのごみ量(g/人日) | | 452 | 438 | 435 | 432 | 429 | 426 | 423 | 421 | 418 | 416 | 414 | 411 | 409 | 407 | 405 | 403 | 402 |
| 資源回収(行政回収・集団回収)(t/年) | d | 14,661 | 14,431 | 14,278 | 14,169 | 13,989 | 13,853 | 13,692 | 13,576 | 13,391 | 13,249 | 13,111 | 12,968 | 12,799 | 12,653 | 12,512 | 12,409 | 12,228 |
| 不燃ごみ資源化量(t/年) | e | 1,130 | 1,072 | 1,057 | 1,045 | 1,030 | 1,017 | 1,003 | 992 | 977 | 965 | 953 | 942 | 927 | 915 | 903 | 894 | 890 |
| 粗大ごみ資源化量(t/年) | f | 68 | 77 | 78 | 78 | 79 | 79 | 79 | 80 | 80 | 80 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 82 | 81 |
| 資源回収量 計(t/年) | g | 15,859 | 15,580 | 15,413 | 15,293 | 15,098 | 14,949 | 14,774 | 14,648 | 14,448 | 14,294 | 14,145 | 14,011 | 13,807 | 13,649 | 13,496 | 13,384 | 13,189 |
| 資源化率(%) | h = g/(b+d) | 25.1% | 25.2% | 25.0% | 24.8% | 24.7% | 24.5% | 24.3% | 24.1% | 24.0% | 23.8% | 23.7% | 23.5% | 23.3% | 23.2% | 23.0% | 22.9% | 22.7% |
| (参考) | i | 36,194 | 38,549 | 40,904 | 41,106 | 41,297 | 41,478 | 41,649 | 41,811 | 41,965 | 42,112 | 42,251 | 42,394 | 42,512 | 42,633 | 42,749 | 42,860 | 42,967 |
| 持込ごみ量(t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

計画目標

■計画目標は、施策による発生抑制や資源回収量の増加によるごみ減量などを反映。

| 年度 | 実績 推計値 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|--------|
| | 令和6 (2024) 基準年 | 7 (2025) | 8 (2026) | 9 (2027) | 10 (2028) | 11 (2029) | 12 (2030) 短期 | 13 (2031) | 14 (2032) | 15 (2033) | 16 (2034) | 17 (2035) 中期 | 18 (2036) | 19 (2037) | 20 (2038) | 21 (2039) | 22 (2040) 長期 | |
| 人口 | a | 294,644 | 296,421 | 298,198 | 299,975 | 301,752 | 303,529 | 304,674 | 305,819 | 306,964 | 308,109 | 309,255 | 309,790 | 310,860 | 311,395 | 311,928 | 312,115 | |
| 区収集ごみ量(t/年) | b | 48,568 | 48,046 | 47,524 | 47,001 | 46,479 | 45,957 | 45,434 | 45,192 | 44,950 | 44,707 | 44,465 | 44,223 | 43,867 | 43,512 | 43,156 | 42,801 | 42,445 |
| 燃やすごみ | | 44,856 | 44,332 | 43,808 | 43,284 | 42,760 | 42,236 | 41,712 | 41,469 | 41,227 | 40,984 | 40,742 | 40,499 | 40,157 | 39,815 | 39,474 | 39,132 | 38,790 |
| 金属・陶器・ガラスごみ | | 1,253 | 1,225 | 1,197 | 1,169 | 1,141 | 1,114 | 1,086 | 1,075 | 1,064 | 1,052 | 1,041 | 1,030 | 1,013 | 996 | 979 | 962 | 945 |
| 粗大ごみ | | 2,460 | 2,489 | 2,519 | 2,548 | 2,578 | 2,608 | 2,637 | 2,648 | 2,659 | 2,671 | 2,682 | 2,694 | 2,700 | 2,704 | 2,707 | 2,710 | |
| 区民1人1日あたりのごみ量(g/人日) | | 452 | 445 | 438 | 431 | 424 | 417 | 410 | 406 | 402 | 398 | 395 | 391 | 387 | 384 | 380 | 376 | 373 |
| 資源回収(行政回収・集団回収)(t/年) | d | 14,661 | 14,654 | 14,646 | 14,639 | 14,632 | 14,625 | 14,617 | 14,603 | 14,588 | 14,574 | 14,559 | 14,545 | 14,537 | 14,533 | 14,529 | 14,525 | |
| 不燃ごみ資源化量(t/年) | e | 1,130 | 1,105 | 1,079 | 1,054 | 1,028 | 1,003 | 977 | 967 | 957 | 947 | 937 | 927 | 912 | 896 | 881 | 866 | 851 |
| 粗大ごみ資源化量(t/年) | f | 68 | 69 | 71 | 73 | 75 | 77 | 79 | 79 | 80 | 80 | 80 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 | 81 |
| 資源回収量 計(t/年) | g | 15,859 | 15,828 | 15,797 | 15,766 | 15,735 | 15,704 | 15,673 | 15,649 | 15,625 | 15,601 | 15,577 | 15,552 | 15,533 | 15,514 | 15,495 | 15,476 | 15,456 |
| 資源化率(%) | h = g/(b+d) | 25.1% | 25.2% | 25.4% | 25.6% | 25.7% | 25.9% | 26.1% | 26.2% | 26.2% | 26.3% | 26.4% | 26.5% | 26.6% | 26.7% | 26.9% | 27.0% | 27.1% |
| (参考) | i | 36,194 | 36,700 | 36,890 | 37,080 | 37,270 | 37,460 | 37,650 | 37,841 | 38,031 | 38,221 | 38,411 | 38,601 | 38,791 | 38,981 | 39,172 | 39,362 | 39,552 |
| 持込ごみ量(t/年) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※誤差処理のため、合計が一致しない場合がある。

※資源化率 h = 資源回収量 g ÷ (ごみ量 b + 資源回収(行政回収・集団回収) d)



豊島区
TOSHIMA CITY

発行：令和 8 年 3 月

豊島区 環境清掃部 ごみ減量推進課

電話：03 (3981) 1111

豊島区ホームページ

<http://www.city.toshima.lg.jp>